



令和元年第2回定例会が6月20日に
行われました。

補正予算、条例の改正等の議案の審議
を行い、原案のとおり可決しました。

審議された議案のあらましについては
以下のとおりです。

令和元年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計 (第 2 号)		4947万8千円	88億5022万5千円
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 (第 1 号)	△49万4千円	13億2342万4千円
	介 護 保 険 事 業 (第 1 号)	117万6千円	10億2879万円
	介 護 サ ー ビ ス 事 業 (第 1 号)	△263万9千円	6017万9千円
	簡 易 水 道 事 業 (第 1 号)	843万円	3億2878万6千円

補正の主な内容

◎一般会計補正予算(第2号)

各種基金への積立金、簡易水道事業特別会計への繰出金、教員住宅新築工事費などのほか、行政執行上、当面必要とする経費の増です。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

人事異動に伴う給与費の精査による減です。

◎介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

人事異動に伴う人件費の精査、制度改正等に伴うシステム改修費等の追加による増です。

◎介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

人事異動に伴う給与費の精査による減です。

◎簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

水中ポンプと発電機の借上、濾過マットと濾過砂の購入、

北島歌簡易水道施設の地下水
源調査業務、東丹羽浄水場通
信ケーブルの設置工事費等の
追加による増です。

条 例

◎基金条例の一部を改正する 条例について

本町における間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、本条例の一部を改正しました。

◎税条例の一部を改正する 条例について

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備を行うため、本条例の一部を改正しました。

◎国民健康保険税条例の一部 を改正する条例について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、課税限度額等が改正されたことから本条例の一部を改

正しました。

◎災害弔慰金の支給等に関する 条例の一部を改正する 条例について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行され、災害援護資金の貸付けに関する規定が改正されたことから、規定を整備するため本条例の一部を改正しました。

◎介護保険条例の一部を改正 する条例について

介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減措置が拡大されたことから、保険料率等の規定を整備するため、本条例の一部を改正しました。

◎体育施設条例の一部を改正 する条例について

せたな町民プールの建て替えに伴い、開設期間を改正するため、本条例の一部を改正しました。

第2回定例会



報 告

◎繰越明許費の繰越し

・平成30年度一般会計予算
プレミアム付商品券事業を
実施するため120万660
0円を繰越しました。

・平成30年度公共下水道事業 特別会計予算

北檜山下水処理場建設工事
委託事業、北檜山地区下水道
新設事業の2事業合計784
0万円繰越しました。

◎株式会社北檜山観光振興公 社の経営状況について

地方自治法243条の3第
2項の規定に基づき、平成30
年度の経営状況について報告
を受けました。

そ の 他

◎北海道市町村総合事務組合 規約の変更について

北空知葬斎組合、日高地区
交通災害共済組合及び池北三
町行政事務組合が解散し、北
海道市町村総合事務組合から

脱退したことに伴い、規約の
一部を変更する必要が生じた
ため、本規約の一部を変更し
ました。

◎北海道市町村職員退職手当 組合規約の変更について

北空知葬斎組合、日高地区
交通災害共済組合及び池北三
町行政事務組合が解散し、北
海道市町村職員退職手当組合
から脱退したことに伴い、規
約の一部を変更する必要が生
じたため、本規約の一部を変
更しました。

◎北海道町村議会議員公務災 害補償等組合規約の変更に ついて

池北三町行政事務組合、日
高地区交通災害共済組合、十
勝環境複合事務組合及び北空
知葬斎組合が解散し、北海道
町村議会議員公務災害補償等
組合から脱退したことに伴い、
規約の一部を変更しました。

◎工事請負契約の締結

・工事名
本庁舎長寿命命化改修工事
(機械設備)

・契約の相手方

函館市昭和2丁目37番18号
池田煖房工業株式会社函館
支店

・執行役員支店長 杉本 辰
・契約金額
6944万4000円

・工事名

防災行政無線デジタル化整
備工事

・契約の相手方

函館市中道1丁目14番1号
函館三協通信株式会社
代表取締役 佐々木 栄市

・契約金額

7億7976万円

◎物品購入契約の締結

・物品名

水道メーター器

・契約の相手方

久遠郡せたな町北檜山区北
檜山261番地
株式会社丸さ佐々木金物店
代表取締役 佐々木 英人

・契約金額

1761万4800円

意見書

◎「子どもの貧困」解消など
教育予算確保・拡充と就学
保障、義務教育費国庫負担
制度堅持・負担率1/2への復
元、教職員の超勤・多忙化
解消・「30人以下学級」の
実現に向けた意見書

1. 国の責務である教育の機
会均等・水準の最低保障を担
保するため、義務教育費を無
償とするよう、また、義務教
育費国庫負担制度の堅持、当
面、義務教育国庫負担金の負
担率を1/2に還元されるよう要
請します。

2. 「30人以下学級」の早期
実現にむけて、小学校1年生
・中学校3年生の学級編成標
準を順次改定すること。

また、地域の特性にあった
教育環境整備・教育活動の推
進、住む地域に関係なく子供
たちの教育を保障するため、
義務標準法改正を伴う計画的
な教職員定数改善の早期実現

教頭・養護教諭・事務職員の
全校配置の実現のため、必要
な予算の確保・拡充を図るよ
う要請します。

3. 給食費、修学旅行費、教
材費など保護者負担の解消、
図書費など国の責任において
教育予算の十分な確保、拡充
を行うよう要請します。

4. 就学援助制度・奨学金制
度の更なる拡大、高校授業料
無償化など、就学保障の充実
に向け、国の責任において予
算の十分な確保、拡充を図る
よう要請します。

5. 高校授業料無償制度への
所得制限撤廃とともに、朝鮮
学校の授業料無償化適用除外
撤回を実現するよう要請しま
す。

提出議員	平澤	等
賛成議員	吉田	実
"	本多	浩
"	橋本	一夫
"	大湯	圓郷
"	菅原	義幸

◎新たな過疎対策法の策定に 関する意見書

現行の「過疎地域自立促進

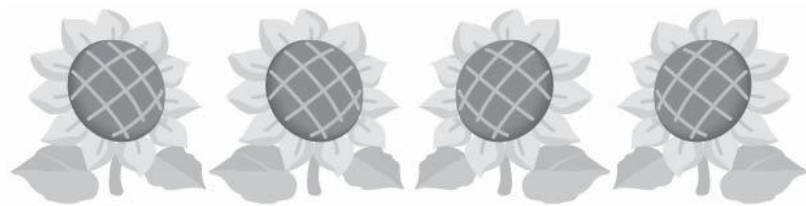
特別措置法」は令和3年3月
末をもって失効することとな
るが、過疎地域が果たしてい
る多面的・公共的機能を今後
も維持していくためには、引
き続き、過疎地域に対して総
合的かつ積極的な支援を充
実・強化し、住民の暮らしを
支えていく政策を確立・推進
することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続
ける住民にとって安心・安全
に暮らせる地域として健全に
維持されることは、同時に、
都市をも含めた国民全体の安
心・安全な生活に寄与するも
のであることから、引き続き
総合的な過疎対策を充実強化
させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法
の制定を強く要望する。

提出議員	熊野	主税
賛成議員	道高	勉
"	榊田	道廣
"	横山	一康
"	石原	広務

※ 意見書については関係各
大臣宛送付しています。



議会ホームページをご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せたな町ホームページから議会のページへ移動するか、せたな町議会で検索していただくことで、ご覧になれます。

<http://www.town.setana.lg.jp/>

せたな町議会

